

【新宿区自治基本条例に関する区民検証会議について】

1 区民検証会議とは

新宿区自治基本条例の第25条では、「区長は、4年を超えない期間ごとに条例及び関連する諸制度について、区民及び議会とともに検証を行うこと」を規定しています。今回の区民検証会議は、この第25条に基づいて開催されるもので、区民の皆様が条例について討議していただき、新宿のよりよいまちづくりにつなげていくことを目的としています。

区民検証会議では、皆様に「自治基本条例認知度の向上に向けて」や「区政参加について」などをテーマに、討議を行っていただく予定です。

なお、今回の会議は、日頃、区政に対して発言する機会の少ない方々にも、区政に興味を持っていただきたいと考え、無作為に抽出し参加を募っています。

2 会議の進め方

資料提供（事前）



参加者がテーマに沿った意見交換を活発に行えるよう、当日までに自治基本条例について、動画により情報提供します。

区役所に来庁し、会議に参加される方は、動画と同じ内容の資料を送付します。

条例等の説明（当日）



討議の前に、自治基本条例や事業内容等を説明します。

参加者のグループ分け



当日は、参加者を5名程度からなるグループに分けます。

参加者だけで討議・意見を集約

討議は、参加者だけでグループごとに行います。グループには、討議の進め方について補助するファシリテーターがいます。ただし、ファシリテーターは討議には参加しません。

最後にグループとしての意見を集約し、グループごとに発表します。



みなさんの
考えは？

3 タイムスケジュール（予定）

《令和5年2月5日（日）》

時刻	時間	内容
13:15～13:30	0:15	オンライン会議へ入室開始
13:30～13:40	0:10	開会式・全体ガイダンス
13:40～13:55	0:15	自治基本条例・事業内容等についての説明
13:55～14:05	0:10	グループ分け
14:05～15:35	1:30	自己紹介・グループ討議
15:35～15:45	0:10	休憩
15:45～16:45	1:00	発表
16:45～17:00	0:15	まとめ・事務連絡

※内容は変更となることがあります。

4 その他

- パソコンやスマートフォン等をお持ちでない方は、当日、区役所へ来庁していただいた上で会議にご参加いただくことができます。（人数制限あり。）
- 手話通訳をいたします。（事前申込制）
- 来庁して参加される方が、小学生以下のお子様連れの場合は、託児があります。（事前申込制）
- 参加の謝礼として6,000円を、検証会議終了後にご指定のご本人名義の口座へお支払します。
- 会議には傍聴者が入ります。（区役所内の専用会場にスクリーンを設置し、オンライン会議の様子を映像で流します。）